

## ■申請からご利用までの流れ

### 手帳を管理している福祉事務所等

- ①窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出  
(※申請時に必要な書類等を忘れないようご注意ください)
- ②窓口で登録要件等の審査を受け、手帳に必要事項を記載したシールの貼付を受ける  
・割引の対象となる自動車のナンバー、割引有効期限 等

手帳での割引の場合は、  
これで手続き完了です

ETCノンストップ走行での割引を希望する場合は、  
更に③～⑤の手続きを行ってください

- ③窓口から「ETC利用対象者証明書」の発行を受ける
- ④発行を受けた「ETC利用対象者証明書」を窓口から渡される封筒に入れ、切手を貼付のうえ郵送(有料道路ETC割引登録係あて)
- ⑤有料道路ETC割引登録係で登録後、ご登録の住所に登録結果通知書を郵送  
(通知書に記載されている登録内容、割引開始日を確認のうえETCを利用して下さい)

### 料金所での通行方法

#### ■手帳の場合

- 料金所係員に手帳の必要事項(写真、自動車のナンバー、割引有効期限等)が記載された箇所を提示していただくか、または、料金所係員に手帳を手渡してください。

※料金所係員は割引に必要な記載事項を確認したうえで割引適用

#### ■ETCの場合

- 事前に登録した車載器とETCカードの組み合わせでノンストップ走行した場合のみ割引適用

※ETC未整備料金所、点検及びETCの異常によりバーが開かないなどETCレーンを利用できない場合には料金所係員による処理となりますので、手帳は必ず携行してください。また、その際、料金所係員へ手帳の呈示をいただけない場合は、割引になりません。